

代理受領制度について

<代理受領制度の概要>

代理受領制度とは、申請者が耐震診断や耐震改修工事、危険コンクリートブロック塀等除却工事にかかった費用を耐震診断士又は施工業者に支払う際に、かかった費用から補助金額を差し引いた残額を耐震診断士又は施工業者へ支払い、補助金は、市川市から直接耐震診断士又は施工業者へ支払う制度です。

申請者が耐震診断や耐震改修工事、除却工事にかかった費用の全額を耐震診断士又は施工業者に支払う必要がなくなり、申請者の初期費用負担を軽減することができます。

<代理受領制度の対象となる補助金>

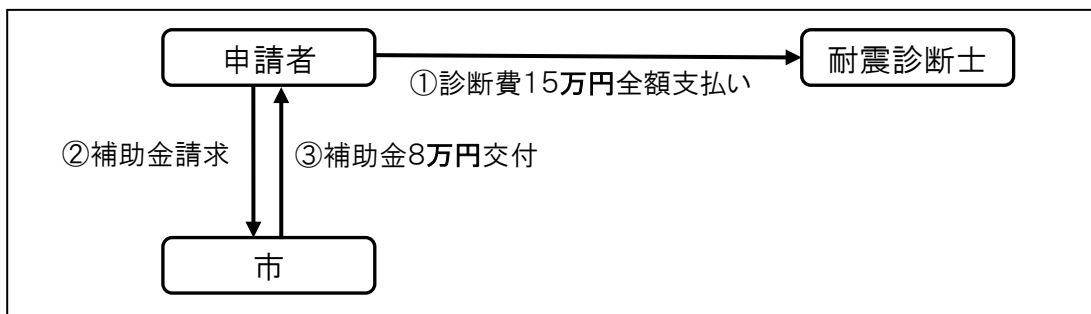
代理受領制度を利用することができる補助金は次のとおりです。

- ・木造住宅耐震診断
- ・木造住宅耐震改修(設計、工事、工事監理)
- ・分譲マンション耐震診断
- ・分譲マンション耐震改修(設計、工事、工事監理)
- ・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断
- ・危険コンクリートブロック塀等除却

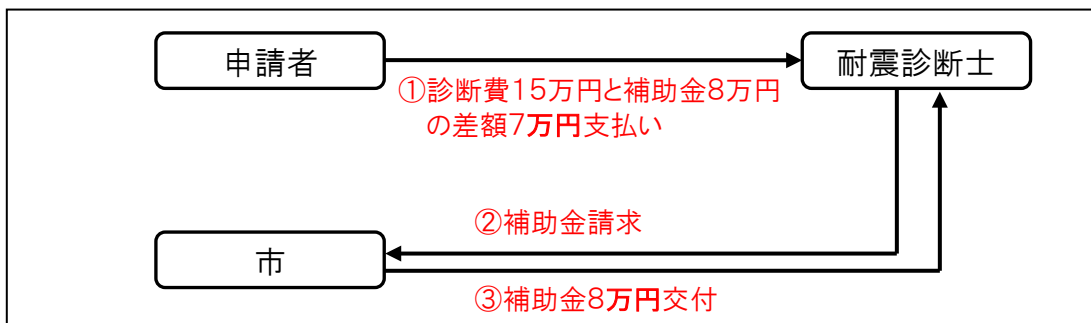
<代理受領制度の例>

木造住宅の耐震診断費が15万円の場合

○従来の制度を利用した場合



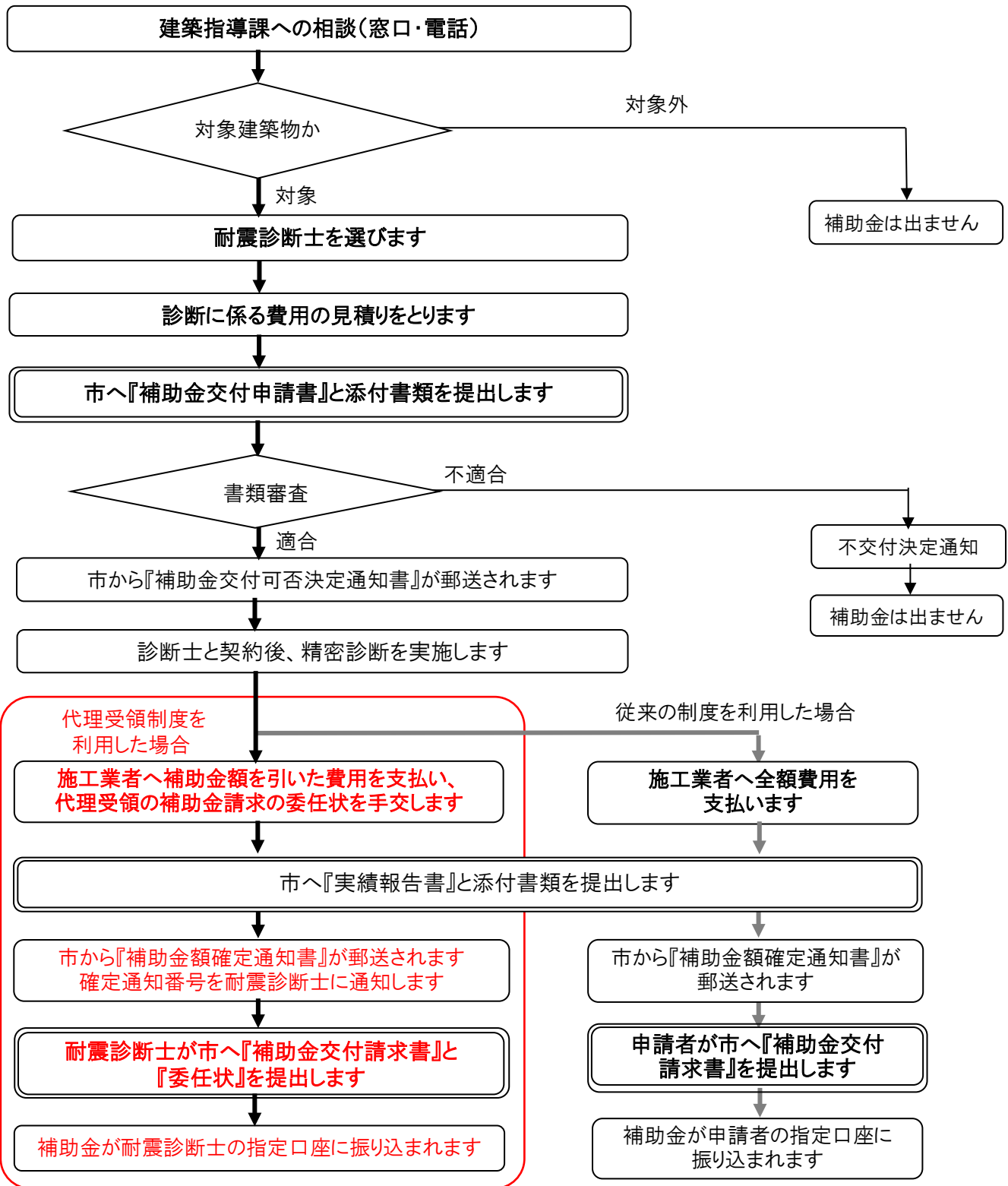
○代理受領制度を利用した場合



<代理受領制度の手続きの流れ>

木造住宅耐震診断の場合の手続きの流れは次のとおりです。

※他の補助金については、各補助金のパンフレットをご参照ください。



【お問い合わせ先】

市川市 街づくり部 建築指導課 TEL 047-712-6337

市川市役所 第2庁舎2階 (〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号)